

## 声 明

- 1 2018年2月27日、神奈川県労働委員会（会長 盛誠吾一橋大学教授）は、労働組合 JMITU（日本金属製造情報通信労働組合）神奈川県本部が申し立てた、日産自動車株式会社・日産車体株式会社を相手とする不当労働行為救済命令申立事件（神奈川県労働委員会 平成28年（不）第3号）において、申立人組合の申し立てを認める救済命令を下した。
- 2 本事案は、2009年2月、日産自動車のカルロス・ゴーンCEO（当時）が、リーマンショックによる経営不況を理由とし、グローバルでグループ全体の約2万5000人の人員削減を発表したことに端を発する。同年3月以降、国内で約8000人の非正規労働者（派遣労働者・契約社員等）が契約解除・雇止めとなり、20代～40代の労働者が職を失って路頭に迷うこととなり、派遣切り・非正規切りとして大きな社会問題となった。

本件では、日産自動車・日産車体から契約解除ないし雇止めにあった、神奈川県下で働く労働者5人のたたかいであった。いずれも日産自動車・日産車体で派遣社員や契約社員として、約6年間もの長期にわたって、正社員と同様の常用的業務を行っていた。

2009年5月、当該5名は原告として、日産自動車・日産車体を相手として、従業員としての地位確認・損害賠償を求める訴えを提起したが、2016年12月21日、最高裁第2小法廷で原告棄却・原告不受理となり、原告らの訴えは退けられた。

- 3 裁判手続きでは敗訴となったものの、その一方で、原告5名の加入する前記労働組合は、訴訟手続きと並行し、日産自動車及び日産車体を相手として団体交渉を申し入れていた。これに対し、日産自動車は、同社に地位確認を訴えている原告3名のうち2名について、派遣社員であり自社と契約関係がなく、それゆえ、自らは「使用者」（労働組合法7条）に該当しないとして団体交渉を拒否した。また、残り1名の原告との関係では団体交渉が開かれたが、組合側の申し入れた内容を一切聞き入れない形式団交に終始した。

また、日産車体については、同社に地位確認を訴えている原告2名の関係で団体交渉が開かれるも、同じく組合側の申し入れ内容を一切聞き入れない形式団交に終始した。

そのため、同労働組合は、日産自動車・日産車体を相手として、両社の行為が不当労働行為（労働組合法7条）に該当するとし、誠実に団体交渉に応じよとの命令を求めて、前期労働委員会に申し立てた次第である。

- 4 本件では、特に、日産自動車が団体交渉を拒否した原告2名との関係で「使用者」に該当するか、当該団体交渉に日産自動車が応諾する義務があるか否かが大きな争点であった。

命令では、日産自動車が両名について自動車デザインに関する特殊なスキルを備えていることを面談で確認し、もっぱら日産自動車に派遣するためにテンプスタッフによって採用されたと認定した上で、同社は、両名の採用及び雇用の終了に関する決定について事実上、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配決定していたとした。また、派遣先である日産自動車がテンプスタッフとの間の労働者派遣契約を解除したことにより、その結果としてテンプスタッフによるA及び阿部の雇用が終了させられたとして、このような場合、日産自動車は、当該紛争をめぐる団体交渉の当事者として両名の雇用問題の解決に向けて当事者と協議する必要があるとし、これらにより、日産自動車を「使用者」と認

めた。

従前、派遣労働者の加入する労働組合が派遣先に団体交渉を申し入れても、派遣先は団体交渉に応じようとせず、またこれまでの労働委員会での命令や裁判事例において、派遣先に団体交渉に応じる義務があるとされた事案は本件同様の派遣切り事案では存しなかった。本命令は、いわゆる派遣切り事例において、派遣労働者であっても労働組合を結成し、派遣先と団体交渉を通じ、雇用の存続・労働条件について話し合うことが認められる途を作るものであり、画期的である。

5 また、本命令は、日産自動車が裁判所において判決による判断が出ているとして、まともに団体交渉に応じなかったにもかかわらず、裁判の経過や判決の内容を熟知せず、日産自動車の裁判での主張を説明できない者を団体交渉の担当者として出席させていた等、日産自動車の対応は不誠実であったと厳しく糾弾した。

6 なお、労働委員会は、日産車体との関係では団体交渉における態度が不誠実団交にあたるとは認めなかった。

労働委員会は、日産車体が期間従業員を雇止めとした理由について、生産量の大幅な減少によるものであるなどと認定した。しかし、昨年10月に発覚した日産自動車内での検査偽装問題において、同社HPで公表された報告書によれば、日産車体においては日産自動車から毎年労務費をもとに「低減率」を示され、人員削減を要請されていたことが発覚している。このように、日産車体は、日産自動車の指示の下、不必要に労務費を削減していたことは明らかであり、かかる虚偽の説明をしていた以上、日産車体も責任を免れることはできない。

7 申立人5名は皆、この長きにわたるたたかいにおいて、心身ともに疲れ、体調を崩しながら、それでも職場復帰と非正規労働者の待遇改善をもとめて、たたかい続けている。

私たちは、日産自動車・日産車体に再度、団体交渉を申し入れるとともに、本事案の最終解決を求め、最後までたたかう決意である。

2018年2月27日

日産派遣・期間工切り裁判原告団、弁護団、日産自動車争議神奈川支援共闘会議  
日産とたたかう仲間を支える会、JMITU（日本金属製造情報通信労働組合）